

行政部門別常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

- 5月22日（水） 政策企画雇用経済観光常任委員会
医療保健子ども福祉病院常任委員会
- 5月23日（木） 環境生活農林水産常任委員会
教育警察常任委員会
- 5月24日（金） 総務地域連携交通常任委員会
防災県土整備企業常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
 - (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
 - (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
- ※参考：年間活動計画書
- ※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

特別委員会活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

- ・ 伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会
- ・ ワンヘルス推進調査特別委員会

2 活動計画について協議 < 5月29日（水） >

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。
(例：提言、予算への反映など)
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
(いつ頃、どのような方法で（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論、どのような内容の調査を行うかなど）

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

□□□□委員会 活動計画書（令和○年○月～令和○年○月）

様 式 例

令和○年○月○日現在

1 所管調査事項

- ・○○○○について
- ・○○○○について
- ・○○○○について

2 重点調査項目

- (1) △△△について
- (2) △△△について
- (3) △△△について

3 活動計画表

重点調査項目	令和○年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和○年 1月	2月	3月	4月
(1) △△△について	常任委員会 所管事項説明 (5/○)	常任委員会 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/○～○)	県内調査	県内調査 県外調査		常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/○～○) 予決分科会 決算認定議 案 (10/○～○)		常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/○～○)			常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (3/○～○)	
(2) △△△について												
(3) △△△について												
執行部の主な予定												

4 県内外調査について

(1) 県内調査

月 日（日帰り）

重点調査項目を中心とした調査を行う。

月 日（日帰り）

重点調査項目を中心とした調査を行う。

(2) 県外調査

月 日～ 日

他県の先進的な取組等について調査を行うことができる。

食料自給総合対策調査特別委員会 提 言 書

目 次

I	はじめに	1
II	提 言	2
1	食料の安定供給と食料自給力の向上	2
2	地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進 ...	7
3	農林水産業の後継者・担い手の確保	11

令和 6 年 3 月 2 2 日

I はじめに

農林水産業は命の源である食をつくり、安全で豊かな食が人の豊かさを
つくっている。食は人間の礎であり、食べることは、生きることに他なら
ない。

世界では紛争、経済ショック、人口の増加、異常気象の頻発等による災
害、食料価格の高騰などにより、7億3,500万人もの人が食料不足に苦し
んでいると言われている。

このような世界情勢を背景に、輸入の不安定化、燃油や飼料・肥料等の
生産資材価格の高騰、水産資源の減少や分布の変化等の影響により、我が
国の食料供給に対する不安も表面化するとともに、不測の事態に備えた食
料安全保障の確立が求められており、このような状況に非常に危機感を募
らせている。

三重県は少子・高齢化等により県内の生産年齢人口が減少している。農
業従事者は18,819人（令和2年）、うち65歳以上の割合が81%、漁業従
事者では6,108人（平成30年）、うち65歳以上の割合が48%となるなど、
従事者の減少・高齢化が進行している。

「農は国の大本なり」という言葉どおり、農林水産業の振興・発展なく
しては、国の発展も本県の発展もない。そのような思いで食料自給率の向
上に向けた取組を使命に、食をとりまく様々な観点からの総合的な対策を
調査し、着実に推進させることを急務と捉え、特別委員会の設置に至った。

個人の手で農林水産業を守っていくことには限界があり、行政がしっか
りと農業従事者・漁業従事者を支え、食料の安定供給に努めていくことは、
暮らしの保障にとどまらず、地域産業やコミュニティを守ることにもつな
がっていく。

本委員会では、令和5年5月の設置以降、「食料の安定供給と食料自給
力の向上」・「地産地消の取組」・「地場産品の充実」・「『食』に関する教育
の推進」・「農林水産業の後継者・担い手の確保」の5つを重点調査項目に
位置づけ、執行部からの聴き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間
討議といった方法により、調査を重ねてきた。

このたび、こうした調査や討議を基に、本特別委員会としての意見を提
言としてまとめるものである。

Ⅱ 提言

1 食料の安定供給と食料自給力の向上

農業については、温暖な気候や中京・阪神の大消費地に隣接した立地など、恵まれた条件のもと、米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、茶といった園芸品目、牛肉や豚肉といった畜産物など多様な農畜産物が生産されているが、国内需要の減少、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰等により、農業経営が厳しくなるとともに、農業従事者の減少や高齢化の進行により、県産農畜産物の供給量は減少しており、農業経営は今後更に厳しくなることが懸念される。したがって、担い手への農地集積・集約化等による生産コストの削減や生産基盤の整備・保全等の生産性向上に資する取組を強化し、主食用米をはじめとする農畜産物の生産拡大を図り、食料自給力の向上を目指すことが重要である。

水産業については、伊勢湾地域、鳥羽・志摩地域、熊野灘地域の3つの地域において、それぞれの特色を生かした多種多様な漁業が営まれているが、農業同様、燃油や配合飼料価格の高騰、さらには、気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水産生物の生息場となる藻場が衰退し、磯焼け現象が発生するなど、水産資源の減少が懸念される。また、栄養塩類の不足による養殖生産物の生育不良も発生している。したがって、海洋環境の変化への対応が喫緊の課題であるとの認識のもと、かけがえのない「きれいで豊かな海」の再生に必要な支援・対策を講じるよう国に要望するとともに、漁場生産力の向上に向けた調査・研究・取組を迅速かつ着実に進めていくことが重要である。

- 主食用米の生産拡大につながるよう消費拡大を図っていくとともに、海外市場にも積極的に進出し、輸出を拡大していくこと
- 米粉用米の生産をはじめ、米粉による加工品の開発や販売への支援を充実させること

米は 100%自給可能であり、食料安定供給の一端を担うものでもあり、需要の拡大に向けた取組を進めなければ、年々米の生産量が減少するため、真に実効性のある消費拡大を図ること

また、食生活の変化や人口減少などにより、主食用米の需要が縮小する中、県産米を海外に輸出し、販路の確保に取り組むことは重要である

米粉は輸入小麦の価格高騰により、小麦の代替品になり得るものとして需要が期待されており、米粉の生産拡大に向けた栽培実証を加速させるとともに、米粉の加工品開発など、活用に向けた取組に対する支援を充実させること

- 県産ブランド米「結びの神」（三重 23 号）については、高温耐性があり、昨今の気候変動にも対応しているため、生産拡大及び消費拡大に向けた取組を戦略的に推進すること

「結びの神」については一等米比率も高く、厳しい基準をクリアしたブランド米であることから、農家の生産意欲向上につながるよう、戦略的に推進するとともに消費の拡大も図っていくこと

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地の大区画化を図ること
- 農業用水路のパイプライン化などをはじめ、農作業の効率化に向けた農業生産基盤の整備を推進していくこと

農地の大区画化を図ることで、生産性を高めるとともに、農業従事者が減少している昨今では、農業用水路のパイプライン化など効率的な農業生産活動に資する施策を進め、農作業の負担を少しでも減らしていくことは重要である

○生産・流通コストを反映した適正な価格形成について、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みを国で検討していることから、生産者・消費者の理解に向けた取組を推進すること

昨今の資材価格等の高騰など事業環境が大きく変化する中で、生産・流通コストを反映した適正な価格形成が図られなければ、食料供給基盤が脆弱化してしまうことが懸念され、国の食料・農業・農村基本法の見直しに際しても、適正な価格形成に向けた議論がなされているとおり、持続可能な食料供給の実現に向けて、生産者・消費者の理解促進に努めること

○海外からの輸入に依存している飼料・肥料については、地域資源を活用した飼料・肥料の生産を試みるなど、地域での生産を拡大できるよう、積極的な支援を行うこと
○また、有機農業をはじめ、環境への負荷低減に向けた取組を推進すること

飼料については、水田を活用した飼料用とうもろこしの作付け拡大や、食品を製造する過程で発生する「おから」や「酒かす」などの副産物の飼料への利用拡大の一層の推進を図ること

肥料については、畜産堆肥を活用した肥料の生産・利用に向けた一層の推進を図ること

以上の県産飼料・肥料の増産を図る取組への支援を行うこと

また、有機農業をはじめとする環境と調和のとれた農業や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進することにより、環境への負荷低減を図ることで、持続可能な農業の実現に寄与することが期待される

○食品の加工技術、とりわけ冷凍技術については、鮮度・美味しさを損なうことなく様々な食品を長期間保存でき、有用であるため、冷凍技術及び冷凍施設の整備に際しては、積極的な支援を行うこと

農林水産物は日持ちせず、腐れば廃棄せざるを得ないため、長期間保存できる冷凍技術の普及は、需給の拡大につながることを期待されることから、積極的な支援を行うこと

○「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」において、米・麦・大豆をはじめ、主要な品目について生産目標を設定し、それぞれどのように県内生産を促進していくのか明記すること

○また、産地ごとの農産物について、安定した販路の確保を支援することで戦略的な生産拡大に向けた取組を推進すること

米の自給は 100%を超えているが、麦や大豆は 30%以下のような状況であり、基本計画において、それぞれの品目ごとにしっかりと生産を促進していく必要がある

農産物の生産拡大を行い、自給力を高めていくためには、戦略的な生産・販売に取り組む産地を支援する必要がある

- 水産業の持続的な発展に必要となる「きれいで豊かな海」の再生に向けて、関係機関とも連携し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施すること
- 気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水質浄化等の多面的機能を有する藻場が著しく衰退する磯焼けが拡大していることから、藻場造成や魚類による食害への対策など、藻場の再生に向けた効果的な取組や調査・研究を進めること
- 昨今の気候変動による海洋環境の変化への対応として、高水温に強い養殖品種や養殖技術の開発を進めていくこと

「きれいさ」と「豊かさ」が調和した海洋環境の実現に向けて、的確な栄養塩類管理のために関係機関が連携して、更なる調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施すること

海洋環境の変化への対応は容易ではなく、藻場の再生には時間を要するため、重点的かつ継続的に取り組むこと

高水温に対応した養殖品種の開発等を進めるとともに、陸上養殖の導入についても検討を行い、安定した水産物の供給体制の確立を図ること

2 地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進

地元の農林水産物には、食料としての価値のほか、人の心を豊かにする様々な価値があり、地産地消の推進は、農林水産物の消費拡大のみならず、地域活性化の促進、食文化の継承等にも寄与するなど様々な効果が見込まれる。

このことから、しっかりと生産の拡大を図り、生産から消費に至る地域での循環を促進することで、食料自給率の向上にもつながっていくことが期待される。

本県では、四季の変化に富んだ自然のもと、伊勢平野や上野盆地の肥沃な農地、鈴鹿山系から大台山系に至る森林、伊勢湾から熊野灘までの豊かな漁場において、多様な農林水産業が様々な形態で営まれている。世界に誇る松阪牛や伊賀牛をはじめ、米や伊勢茶、トマト、みかん、熊野地鶏、イセエビ、養殖マダイ、青のりなど地域の特性を生かした農林水産物の数々は、国内外で高く評価されている。本県の気候は平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから、多様な地域特性があり、その地域に合った地場産品の充実が望まれるところである。

また本県では、第4次三重県食育推進計画が本県の地産地消計画を兼ねており、食育の取組と連携して地産地消の推進を図る必要がある。

とりわけ子どもに対する食育は、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育む上で重要である。このことから、地域の伝統的な食文化を尊重する心や、食料の生産等に関わる人々への感謝の気持ちを育むとともに、体験的な学習の場を活用することで、農林水産業への理解を深めることは、豊かな心を育む機会として大切である。

また、学校給食における地場産物の活用を通して、地域の特性を生かした食生活を理解し、地域を大切にすることを育むことは、食文化の維持・継承と地産地消の推進となる。

○地産地消の推進に向けては、直売所や小売店での販売に加え、学校給食や飲食店、ホテル・旅館、企業食堂など、様々な場面で取組が進むよう働きかけを行うとともに、JA や卸売市場、学校給食関係者などの主体と連携して取り組むこと

地産地消に取り組む関係先の拡大とともに、促進に際しては関係者としてしっかり連携し、販路拡大につなげること

食料自給を進めるためには、生産と消費の双方にわたる対応、すなわち、農林水産事業者、食品産業、消費者、行政といった関係者のそれぞれが問題意識を持って具体的な課題に主体的・積極的に取り組むことが必要

○それぞれの産地が目指す姿の実現を念頭に、消費者の需要とともに生産の拡大も図っていけるよう、厳しい実情にある農林水産事業者の実態に即したきめ細かな支援を行うこと

産地づくりに向けた取組として、消費者の需要の拡大とともに、生産の拡大も図っていけるよう、きめ細かな支援を行うこと

○地場産物を中心に適正な流通が図れるよう、卸売市場の機能強化に向けた取組を行うこと

卸売市場は、地場産物を県内に流通させるうえで重要な役割を担っていることから、地産地消が進むよう、市場への支援を行うこと

○ガストロノミーツーリズムの推進に際しては、本県ならではの食文化が楽しめるよう、地域の地場産品の開発やプロモーション等に取り組み、地域そのものの魅力を高める支援を検討すること

訪日外国人への消費動向調査によると、訪日前に期待していたことでは、日本食を食べることが最も多く、本県では地域ごとに魅力的な食材が豊富にあるため、ガストロノミーツーリズムを推進することは、地域活性化に資する

ガストロノミーツーリズムは、地域の魅力発信を行い、地産地消を進める上では、生産と需要の拡大につながる、非常に効果的な取組であると考え

○子どもに対する食育は、田植えや稲刈りなど、体験的な学習の場の提供を検討すること

○学校給食における地場産物の使用に向けて、関係機関と連携のうえ、年間の使用計画のもと、食料の集荷から保管、供給まで、きめ細かく支援を行うこと

分業化、都市化が進む今日では、食べ物の生産現場について知る機会が少なくなっており、体験的な学習は、子どもの今後の生活や社会を見直す上で有意義な経験となる

○県内の高等学校において、生産から加工、流通、販売に至る6次産業化の視点での教育を推進すること

消費者のニーズに対応できる、食の総合的な知識や技術を備えた人材育成が必要であり、1次産業を土台に、食と結び付けた6次産業化の視点での教育を推進することが産業全体の底上げにつながる

○食品の売れ残りや食べ残しによる食品ロスを削減するため、学校での食育の推進はもとより、家庭や社会全体での食に関する教育を推進すること

国内では食品ロスが年間 523 万トンに及ぶなど、食料不足になるリスクの実感や危機感が薄いと感じているため、日々の行動変容を促進する必要がある

3 農林水産業の後継者・担い手の確保

農林水産業および農山漁村は、安全で安心な食料を安定的に供給する役割を担うとともに、県土保全、水源のかん養、自然環境の保全のほか、地域社会の維持など県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきた。

一方で、自然環境に左右され、時期によって収入が不安定となること、新規の就業者にとっては設備投資等の負担が大きいこと、経験や技術に加えて体力も必要となること等、厳しい農林水産業の実情から、後継者・担い手の確保は喫緊の課題である。

農林水産業を持続的に発展させるためには、次の世代に継承できる魅力ある農林水産業を確立し、発信していくことはもとより、大規模な担い手をはじめ、多様な人材を担い手として確保・育成するとともに小規模・家族従事者の経営安定を図っていくことが必要である。

地域を活性化し、食料自給力の向上へ向けて、就業促進及び経営安定に資する支援策を充実させながら、手厚い技術指導等の体制を整え、農林水産事業者に寄り添ったきめ細かな支援を講じて、しっかりと農林水産事業者を支えていくことが求められる。

- 大規模な担い手農業者はもとより小規模・家族農業の経営安定に加え、半農半X等の新たな人材の確保に向けた、就農促進に関する施策を強力に推進すること
- また、担い手の育成と定着を図るため、県において、営農指導や普及指導といった取組を強化するためにも、各地域の普及体制の拡充も視野に入れながら、意欲ある農業者に対する支援を充実させること

三重県の農業従事者は年々減少するとともに、高齢化が進行しており、後継者不足から生じる農作業負担の軽減や農機具の更新に係る費用支援など、農業経営の安定化及び多様な農業の担い手に対する就農促進を図る施策の推進が必要となる

また、県内の農業者の9割は小規模・家族農業の従事者が多く、技術的な指導も含めて、きめ細かい支援が必要となる

- 改正農業経営基盤強化促進法に基づき、令和7年3月までに各市町で策定することとされている地域計画については、地域の実情を踏まえた上で担い手への利用集積等が効率的に進むとともに、持続可能な地域農業の実現となるよう、しっかりと市町に寄り添った支援を行うこと

地域計画は農業・産地の未来像であり、地域経済の発展及び強固な食料供給基盤の確立を図るため、必要な支援を講ずること

- 農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足により、荒廃農地が年々増加しており、周辺農地へも悪影響を及ぼしていることから、農地の確保と適正・有効利用のための総合的な支援を講じること

農地の適切な維持・保全に資する多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金だけでは、農家への支援は十分ではなく、

現状以上の荒廃農地を増やさないためにも、対策が必要である

なお、中山間地域等直接支払制度の対象地域ではないが、当該制度の対象地域と同程度の急傾斜地等を有する耕作不利地域については作業効率が悪く、負担が大きいため、対象地域となるよう検討を行うこと

○漁業従事者についても、高齢化の進行や後継者・担い手不足が顕著となり、水産業の活力が低下していることから、漁業の維持に向けて、多様な担い手の確保・育成と雇用の受け皿となる漁業経営体の経営力の強化を図ること

漁業従事者は、半数近くが65歳以上となるなど、今後、多くの方々が漁業から退くことが予測される。このことから、新規就業者の定着を図る漁師塾への支援、女性や障がい者など多様な担い手の新たな就労機会の創出、漁業経営体の協業化・法人化による経営基盤の強化等、担い手の確保・育成と経営力の強化を図ること

○農業の経営安定に資する交付金・支援金は、国に対して支援内容の拡充を求めるとともに、県でも手厚い支援を行うこと

農業は気候等の影響を直に受け、安定的な仕事をつくれなければ、雇用も難しく、さらに経験や技術・体力を要するなど、非常に厳しい側面があり、苦勞して生産にこぎつけても、中々利益が出ずに離農せざるを得ない場合もある

このような農業者、特に若手営農者の厳しい実情を鑑みると、国の交付金・支援金制度であっても、農家の所得向上に結び付いていないものや十分でないものは、県独自の更なる支援が必要である

以上

食料自給総合対策調査特別委員会

委員名簿

委員長	中瀬 信之
副委員長	中嶋 年規
委員	伊藤 雅慶
委員	辻内 裕也
委員	松浦 慶子
委員	吉田 紋華
委員	芳野 正英
委員	喜田 健児
委員	山内 道明
委員	藤田 宜三
委員	谷川 孝栄
委員	西場 信行

平成 19 年 12 月 19 日	代表者会議決定
平成 21 年 5 月 8 日	代表者会議決定
平成 23 年 5 月 9 日	各派世話人会決定
令和 3 年 10 月 29 日	代表者会議改正

委員会の県内外調査について

(県内調査)

常任委員会	原則として日帰り調査を 2 回程度実施
特別委員会	日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
特別委員会	1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
議会運営委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したリモート形式で実施することができる。

◆ 行政部門別常任委員会の県内調査日程（令和 6 年度）

【日程案】

令和 6 年 7 月 17 日（水）～19 日（金）
7 月 23 日（火）～25 日（木）

※ ただし、教育警察常任委員会について、学校の夏休み期間を除く必要がある場合は、7 月 3 日（水）又は 4 日（木）の設定としても可。

◆ 行政部門別常任委員会の県外調査日程（令和 6 年度）

（A 日程）令和 6 年 8 月 27 日（火）～29 日（木）の間

（B 日程）令和 6 年 9 月 4 日（水）～6 日（金）の間

委員会名	県外調査日程
総務地域連携交通常任委員会	
政策企画雇用経済観光常任委員会	
環境生活農林水産常任委員会	
医療保健子ども福祉病院常任委員会	
防災県土整備企業常任委員会	
教育警察常任委員会	

**委員会の少人数の委員による委員派遣（県内調査）の
実施方法についての申し合わせ**

【平成 2 1 年 6 月 4 日 代表者会議了承】

1 実施に当たっての基本的な考え方

常任委員会の一部委員による県内調査は、委員全員で行う県内調査を補完するものとして調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

特別委員会の一部委員による県内調査は、調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

2 委員派遣の手続

- (1) 委員会において、派遣の期日、場所、目的及び内容、委員名を明らかにして、実施を決定する。
- (2) 委員長は、委員派遣承認要求書（様式 1）を議長に提出し、承認を得る。
- (3) 派遣された委員は、調査を終了したときは、委員派遣終了報告書（様式 2）を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において調査の結果を報告する。

3 実施方法

- (1) 派遣日数
日帰りの調査とする。
- (2) 派遣人数
下限は 2 名以上、上限は 5 名以下とし、同一会派の委員のみとしない。
- (3) 書記の随行
書記は随行しない。
- (4) 交通手段
公共交通機関の使用を原則とするが、委員の自家用車の使用も可能とするものとする。
- (5) その他
地元議員への通知は行わない。

(様式1)

年 月 日

三重県議会議長 様

〇〇〇〇 委員長

派遣承認要求書

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、承認されるよう会議規則第54条の規定により要求します。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 派遣の目的及び内容
- 4 派遣委員の氏名
- 5 経費

(様式2)

年 月 日

三重県議会〇〇〇〇委員長 様

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

委員派遣による調査結果報告書

下記のとおり委員派遣による調査を終了しましたので、御報告いたします。

記

- 1 調査期日
- 2 調査場所
- 3 調査内容

委員長報告及び附帯決議の取扱いについての
委員長会議の申合せ事項

【平成24年11月20日 委員長会議決定】

委員長報告及び附帯決議の意義を鑑み、委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項について、委員会の所管事項調査の中で執行部の報告（以下「経過報告」という）を求めることとし、その取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

1 経過報告を求める事項

- (1) 委員長報告で特に言及した事項のうち、委員会が必要と判断したもの
- (2) 附帯決議を行った事項

2 経過報告を求める時期等

経過報告を求める時期は、委員長報告については委員会で協議し決定することとし、附帯決議については、原則、次の委員会とする。

また、経過報告を求める期間は、委員長報告あるいは委員会で採択した附帯決議の報告を行った本会議から概ね一年以内とする。

3 その他

毎年の役員改選後の委員会においても引き続き経過報告を求める必要があるものについては、遺漏のないよう委員長が引き継ぐものとする。

(参考) 平成24年11月20日 委員長会議 了承

○「委員会が必要と判断する」場について

⇒ 経過報告を求める事項は、「委員間討議」等公式の場で決定する、委員の意見が分かれた場合は各委員会で判断する

○「委員会」が判断するという考え方について

⇒ 委員会の中で討議を行い、「委員会」として判断をする

「みえ高校生県議会」開催要領

1 目 的

広聴広報活動の一環として、高校生に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらうとともに、高校生の意見を直接聴くことで議会での議論に反映していくことを目的とする。

2 主 催 三重県議会広聴広報会議

3 開催日 令和6年8月21日（水）

4 場 所 三重県議会議事堂 議場

5 参加者

県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に通う生徒で1校あたり2～4人とし、合計8校程度とする。（各学校1グループ）

申込が募集枠を超えた場合は抽選で決定する。

なお、参加者については、学校を通じて募集する。

6 当日プログラム

- ・各学校の質問時間は、質問〔6分以内〕答弁〔6分以内〕、再質問を可能として1校15分以内とする。
- ・プログラムの詳細は広聴広報会議で協議の上決定する。

(1) 10:00～11:30 オリエンテーション <議場>

○全体スケジュール等の説明、リハーサル

<11:30～11:40 休憩>

(2) 11:40～12:00 高校生県議会 <議場> ※副議長が全体進行

○開会のあいさつ（議長、知事）

○高校生議員等の紹介

○委員長、教育長、環境生活部長の紹介

<12:00～13:00 昼食>

(3) 13:00～15:45 高校生県議会 <議場> ※副議長が全体進行

○議長役の高校生の紹介

○各校の質問及び答弁

・質問〔6分以内〕答弁〔6分以内〕、再質問を可能として1校15分以内

・答弁は常任委員会委員長等が行う。

・議長役の高校生は途中で交代する。

○教育長、環境生活部長の感想

○閉会のあいさつ（副議長）

<15:45～16:00 休憩>

(4) 16:00～16:15 写真撮影

(5) 16:15～16:45 議事堂見学

7 当日傍聴等

- (1) みえ高校生県議会は公開とし、一般の方の傍聴も可能とする。
- (2) インターネットによる生中継及び録画配信を行う。

8 事前ミーティング

参加する高校生に、みえ高校生県議会の開催趣旨の説明や、高校生が作成した質問内容をブラッシュアップするためのアドバイスなどを行う。

(1) 事前説明会

- 1) 日時 令和6年6月初旬の平日・授業終了後（関係機関と調整後決定）
- 2) 場所 各学校
- 3) 内容 「県議会の役割と仕組み」、「みえ高校生県議会の開催趣旨」、「当日の概要」、「質問作成の留意点」等について、議員や事務局職員が参加校の生徒に説明を行う。
- 4) 実施方法 原則として、議員と事務局職員が学校を訪問しての開催とするが、学校からの希望があればオンラインでの対応を検討する。

(2) 事前相談会

- 1) 日時 令和6年6月下旬（関係機関と調整後決定）
- 2) 場所 議事堂 全員協議会室（人数により変更する場合あり）
- 3) 内容 ① 高校生が作成した質問内容を、議員が聴き取る。
② 議員から生徒へブラッシュアップに向けたアドバイスを行う。
③ グループに分かれての意見交換。
(質問内容に関するテーマについて議論を行う。)
- 4) 実施方法 原則として、高校生が議事堂に集合しての開催とするが、学校からの希望があればオンラインでの対応を検討する。なお、集合しての開催の場合は土曜日又は日曜日、オンライン開催の場合は平日の授業終了後の開催を基本として関係機関と調整を行う。

	学校名	所在地	学年等	議長役希望	議長役(案)	希望する分野			決定分野
						第1	第2	第3	
1	津田学園高等学校	桑名市	2年生4人	無		政策企画 雇用経済 観光	防災 県土整備 企業	環境生活 農林水産	政策企画 雇用経済 観光
2	四日市高等学校	四日市市	2年生3人	無		政策企画 雇用経済 観光	教育警察	総務 地域連携 交通	政策企画 雇用経済 観光
3	セントヨゼフ女子学園 高等学校	津市	2年生2人	無		医療保健 子ども福祉 病院	防災 県土整備 企業	総務 地域連携 交通	医療保健 子ども福祉 病院
4	津西高等学校	津市	2年生4人	無		総務 地域連携 交通	政策企画 雇用経済 観光	教育警察	政策企画 雇用経済 観光
5	津高等学校	津市	2年生3人 1年生1人	無		総務 地域連携 交通	政策企画 雇用経済 観光	教育警察	総務 地域連携 交通
6	みえ夢学園高等学校	津市	2年生3人	無		総務 地域連携 交通	教育警察	政策企画 雇用経済 観光	総務 地域連携 交通
7	津工業高等学校	津市	1年生5人	無		総務 地域連携 交通	防災 県土整備 企業	政策企画 雇用経済 観光	総務 地域連携 交通
8	相可高等学校	多気町	2年生3人	無		環境生活 農林水産	政策企画 雇用経済 観光	医療保健 子ども福祉 病院	環境生活 農林水産
9	伊勢高等学校	伊勢市	2年生2人	1名	1名	環境生活 農林水産	総務 地域連携 交通	防災 県土整備 企業	環境生活 農林水産
10	名張高等学校	名張市	3年生2人 2年生2人	1名	1名	教育警察	医療保健 子ども福祉 病院	政策企画 雇用経済 観光	教育警察
11	紀南高等学校	御浜町	2年生3人 1年生1人	無		防災 県土整備 企業	教育警察	環境生活 農林水産	防災 県土整備 企業